

経済産業大臣 二階 俊博 殿

全国知事会農林商工常任委員会
委員長 神奈川県知事 松沢 成文
(公印省略)

「商店街の活性化に関する法律（仮称）」について（申し入れ）

平成 20 年 12 月 24 日付けで「商店街の活性化に関する法律（仮称）」に関し、地方自治法第 263 条の 3 に基づく情報提供があったところである。

商店街の活性化については、異論がないところであるが、法律案は、経済産業大臣が商店街の活性化に関する基本方針を策定したうえで、商店街振興組合等が作成する個別計画を直接認定し、支援措置を講ずること等を内容とするものとなっている。

しかし、商店街の活性化は、それぞれの商店街の歴史・伝統・文化、業種構成、個店の状況、リーダーの存在、まちづくりの取組や地域交通、経済構造、隣接地域の商業情勢、一次産業も含めた地域産業の実態等商店街を取り巻く特性などを勘案し総合的に取組を進めなければならない、まさに地域の問題である。このため、実効ある政策を実現するためには、地域の実情を熟知している都道府県の意見を十分踏まえながら個別の商店街に応じた政策を企画し、実行しなければならない。

現に、都道府県は、中小企業庁との連携・支援の下、地域の実情を踏まえ、創意工夫を行いながら、全力を挙げて以下のような各種事業を実施しているところである。

(地方自治体の主な事業例)

- ・ 地域に貢献する取組
高齢者交流施設、無料休憩所、コミュニティカフェ、市民講座、農産物販売所等の設置・運営、宅配サービス、学生ボランティアによる挨拶・清掃運動 等
- ・ 地域の魅力を発信する取組
土曜夜市、音楽祭、フリーマーケット等の地域イベント、NPOとの協働マップづくり、商店街オリジナルブランド開発、一店逸品運動、統一暖簾の店頭設置 等
- ・ 空き店舗対策
不足業種の誘致、チャレンジショップ事業 等

このようなことから、商店街活性化事業計画の認定に際しては都道府県の意見を聴取し、十分配慮することを法律に明記するとともに、事業計画の策定に際しては都道府県の支援・連携を得て作成する旨を基本方針に規定するなど、都道府県の意見が十分反映できる制度とすることを申し入れる。

併せて、今後、商店街の活性化にあたっては、地方分権改革推進法の「国と地方の役割分担を明確にし、住民に身近な行政は地方自治体に移譲する」という基本的な考え方に沿って推進されることを要請する。